千葉市地域自立支援協議会
平成 22 年度活動報告
平成 23 年度の方向性

概 要 版

＜目 次＞

Ⅰ　はじめに　・・・・・P.1
Ⅱ　全体会　・・・・・P.5
Ⅲ　地域部会　・・・・・P.6
Ⅳ　運営事務局会議・・・・P.7
Ⅴ　その他の活動・・・・・P.10

平成２３年６月３日

Ⅰ　はじめに

1　地域自立支援協議会とは

(1)障害者自立支援法と相談支援事業

障害者自立支援法は、平成 18 年度に施行された障害福祉サービスに関する総合的な法律です。

障害のある方のニーズに合わせて、障害福祉サービス等を適切に組み合わせる際の調整役が相談支援事業者です。

(2)地域自立支援協議会とは

障害のある方の地域生活を支援するためには、相談支援事業者が中心となり、福祉や医療、教育や雇用等の関係機関が協力する必要があります。

地域自立支援協議会は、これら協働体制を構築するための協議の場です。

(3)地域自立支援協議会の特徴

行政機関の協議会の中でも、官民協働で運営する、比較的新しいタイプの協議会となります。

一方で、要望や陳情の場と化すなど、全国的にも形骸化が懸念されています。

＜国:運営マニュアルの例＞

「地域自立支援協議会活性化のための事例集」
(NPO 法人 北海道 CM ネット:千葉市掲載)

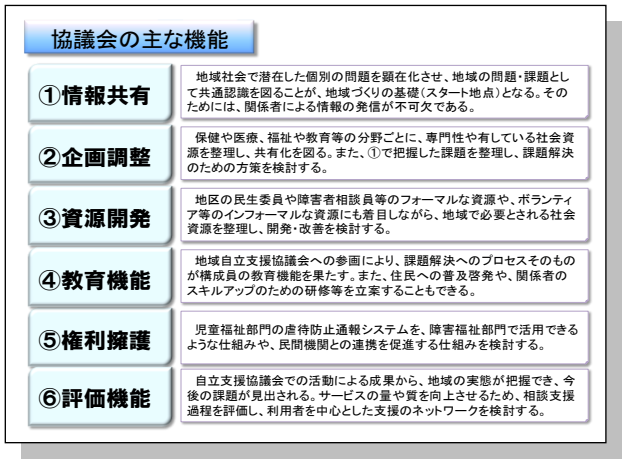

2　千葉市地域自立支援協議会のあゆみ

(1)協議会の立ち上げ

本市では、平成 19 年 12 月に設置し、全体会と地域部会の 2 層構造で、相談支援事業者に委託して運営しています。

特に地域部会では、個別支援会議と顔の見えるネットワークの構築を主な役割として、現場職員主体で運営しています。

(2)活性化に向けての見直し(H22 年度～)

設置後 1 年半が経過した頃、運営に関して問題が生じてきました。(下図参照)

これらの問題を改善し、実効性の向上を図るため、「運営事務局会議」を新設して 3 層構造とするとともに、地域性の向上を図るため、地域部会に、民生委員や障害者相談員を新たに加えることとしました。

(1) 目的や意識の共有不足

地域自立支援協議会の本来の目的や、取り組む際に持つべき意識について、委員間での共有が不足しているのではないか。

(2) 形骸化と孤立化

全体会が単なる報告会となり形骸化、地域部会が地域の課題を抱えてしまい孤立化しているのではないか。(全体会の場で処遇困難事例を扱うのは現実的に困難)

(3) 地域社会とのネットワーク不足

構成委員が障害福祉関係者に偏っていることから、地域に潜在した課題等の抽出が不足しているとともに、地域密着型のネットワークが構築されにくい状況ではないか。

（3）平成 21 年度までの開催状況

① 全体会

	日程	主な議題
第1回	H19.12.20	○会長及び副会長の選任について ○「千葉市自立支援協議会」の設置・運営について
第2回	H20.9.18	○相談支援事業の実績報告について ○地域部会の実績報告について ○千葉県相談支援事業立ち上げ支援補助金申請事業者の推薦について ○消費者トラブルへの取り組みについて
第3回	H21.4.27	○相談支援事業の実績報告について ○地域部会の実績報告について ○専門部会の設置について(研修部会、権利擁護部会)
第4回	H22.1.26	○相談支援事業の実施状況について ○地域部会の実績報告について ○地域自立支援協議会のあり方と役割について(平成 22 年度以降) ○専門部会の設置について

② 地域部会

	中央 美浜	花見川 稲毛	若葉 緑	合計
H19 度	1 回	1 回	1 回	3 回
H20 度	6 回	8 回	6 回	20 回
H21 度	6 回	5 回	6 回	17 回
合計	13 回	14 回	13 回	40 回

（4）協議会の概要（平成 22 年度以降）

※市ホームページより

①各部会と主な役割

部会名称	主な役割	運営方法	開催頻度	イメージ
全体会	相談支援事業の検証 各部会の進捗状況・実績の把握 徹底した情報共有の場	委託 (協働)	1回/年	総括
~~運営事務局会議~~ (新設)	地域の課題等の分析・協議	直営	6回/年 (奇数月)	羅針盤
地域部会 (3部会)	処遇困難事例の個別支援会議 顔の見えるネットワークづくり 地域の課題等の抽出・報告	委託	6回/年 (偶数月) (計18回)	命綱
(専門部会) ※現在未設置	専門的・集中的な調査・研究	―	―	PT

②イメージ図

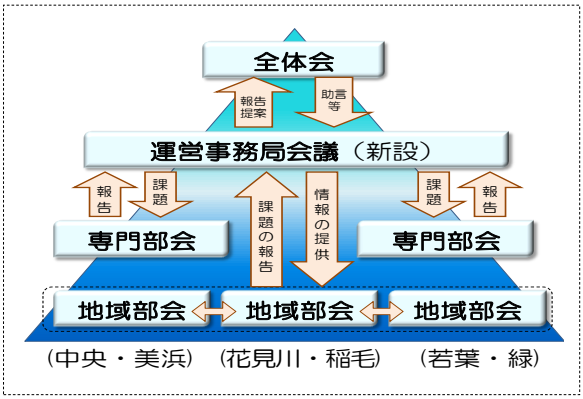

③地域の課題等の抽出と報告

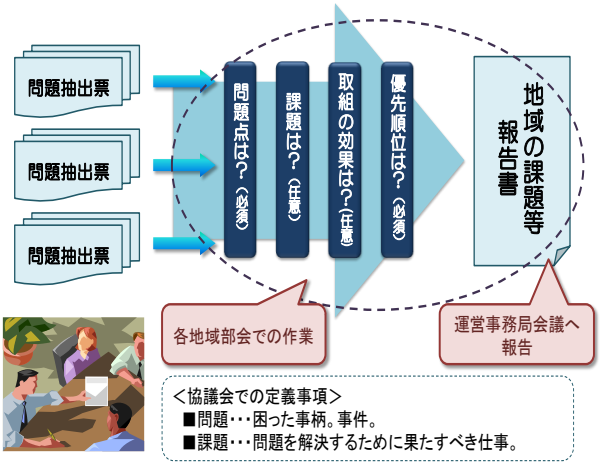

（5）協議会と相談機関との関係

平成 22 年度からは、民生委員や障害者相談員を新たに協議会（地域部会）の委員に加え、相談機関等の顔の見えるネットワークを促進しています。

また、地域部会や運営事務局会議では、協議会委員のほか、必要に応じて関係者を招くことができることから、さらに幅広いネットワークの拡大が期待されます。

なお、本市では、協議会と相談機関との関係は、以下のように整理しています。

＜運営事務局会議中間報告書（H22.11.30）抜粋＞

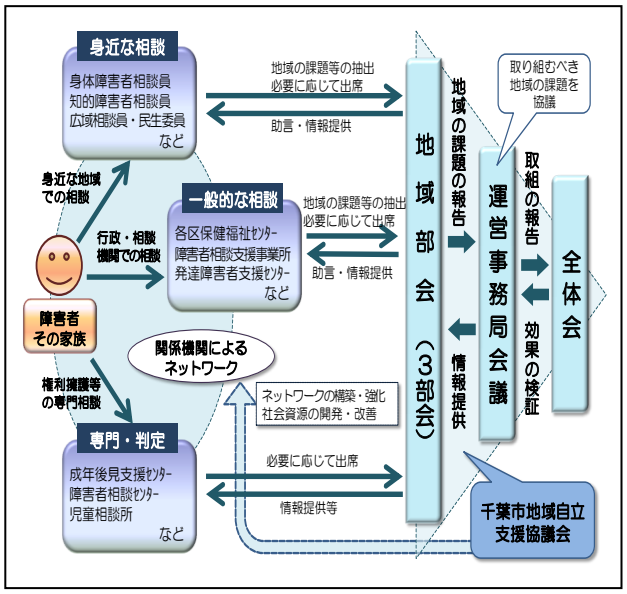

3　平成 22 年度　開催状況一覧

※　開催状況の全体像を示すために作成し、特記事項のみ記載しています。主な議題等については各部会のページをご参照ください。

	全体会	運営事務局会議 （奇数月）	中央・美浜部会	花見川・稲毛部会	若葉・緑部会	その他
4 月			20 日第 1 回 @中央保健福祉センター	22 日第 1 回 @支援センターはなみがわ	21 日第 1 回 @中野学園	
5 月		25 日第 1 回 @千葉市中央コミュニティセンター ■会議のすすめ方の確認				
6 月	7 日第 5 回 @千葉市中央コミュニティセンター ■運営事務局会議の運営方法等を承認		15 日第 2 回 @ディアフレンズ美浜	24 日第 2 回 @花見川保健福祉センター	16 日第 2 回 @中野学園	
7 月		27 日第 2 回 @千葉市中央コミュニティセンター **※厚生労働省視察**				
8 月			17 日第 3 回 @まるめろ **●知的障害者相談員加入**	25 日第 3 回 @畑町ホーム通勤寮 **●民生委員、知的障害者相談員加入**		9 日　**相模原市視察** 30 日(千葉県主催) 市町村連絡会議@旧県警本館
9 月		28 日第 3 回 @千葉市中央コミュニティセンター			1 日第 3 回 @中野学園 **●民生委員、知的障害者相談員加入**	
10 月	千葉県相談支援発展推進 支援事業補助金の推薦		19 日第 4 回 @きぼーる **●民生委員加入**	28 日第 4 回 @長作公民館	20 日第 4 回 @中野学園	
11 月		30 日第 4 回 @千葉市中央コミュニティセンター **■中間報告書作成**	8 日第 5 回 @きぼーる ※臨時開催			
12 月		20 日　GH 等運営補助金制度に関する意見交換(資料編 P.55)	21 日第 6 回 @ディアフレンズ美浜 **●身障連合会同席**	16 日第 5 回 @支援センターはなみがわ **●身障連合会同席**	15 日第 5 回 @中野学園 **●身障連合会同席**	10 日 **障害者自立支援法等の一部改正法　公布**
1 月	千葉県相談支援発展推進 支援事業補助金の推薦	25 日第 5 回 @千葉市中央コミュニティセンター				26 日 **厚生労働省によるヒアリング**
2 月		17 日　全体会委員あてに取り組み状況の中間報告	15 日第 7 回 @まるめろ	24 日第 6 回 @でい・さくさべ	16 日第 6 回 @中野学園	17 日　**身障相談員の参加方法について、委員あて通知**
3 月		15 日＜大震災のため延期＞ 第 6 回 ※連絡事項資料のみ送付 ※新潟市による視察→中止				11 日 **全国セミナー**@札幌市 31 日 ホームページ作成(市 HP 内)

Ⅱ　全体会

1　全体会の活動概要

＜全体会の主な役割＞
- 相談支援事業の検証
- 各部会の進捗状況・実績の把握
- 徹底した情報共有の場

(1)開催概要

会議名	第 5 回千葉市地域自立支援協議会全体会
日時	平成 22 年 6 月 7 日(月)10:00～12:00
会場	千葉市中央ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 8 階千鳥・海鴎
出席者	委員 23 名(うち新委員 3 名)
議題	○運営事務局会議について(案) ○相談支援事業の実績報告について ○地域部会の実績報告について ○その他(最近の国の動向等)

(2)活動概要

①全体会の開催

「運営事務局会議」の運営方法等が、委員多数の賛同により承認されました。

また、平成 21 年度の相談支援事業の実績と地域部会の活動が報告され、意見交換・情報共有がされました。

なお、発達障害団体関係者が新たに加入しています。(長谷川委員)

②千葉県相談支援発展推進支援事業補助金の推薦

本事業の申請にあたり、地域自立支援協議会の推薦が必要であることから、全体会民間委員による同意を得て、下記 3 事業所を推薦しました。

・でい・まさご
・支援センターはなみがわ
・千葉光の村授産園

2　平成 23 年度の方向性

協議会の法定化に伴うあり方の検討

昨年末に公布された障害者自立支援法等の一部改正法においては、地域自立支援協議会を法定化し、障害福祉計画の諮問機関(意見聴取は努力規定)とすることと規定されています。(平成 24 年 4 月施行 資料編 P.16)

あくまでも努力規定であるため、市としても方向性を検討する必要はありますが、意見聴取する場合は、市の条例で設置し、委員報酬が支払われることとなります。

しかしながら、附属機関は、一般的には、市が主体となって施策立案をする場合に、関係者の意見を幅広く聴取するために設置されるものであり、本市の地域自立支援協議会が「官民協働」や「関係機関のネットワークの構築」等を主な目的としていることを踏まえると、そのあり方をあらためて検討する必要があります。

このような経緯を踏まえ、全体会委員の意見も聴きながら平成 24 年度以降の運営方針を決定する必要があることから、平成 23 年度については、全体会を複数回開催する方針で検討しています。

Ⅲ　地域部会

1　地域部会の活動概要

＜地域部会の主な役割＞
- 処遇困難事例の個別支援会議
- 顔の見えるネットワーク作り
- 地域の課題等の抽出・報告

（1）開催概要

	中央 美浜	花見川 稲毛	若葉 緑
特徴	意見交換 情報共有	地域課題 の抽出	個別支援 会議
開催	7 回	6 回	6 回
累計	20 回	20 回	19 回
報告書	2 件	6 件	4 件

※「報告書」とは、「地域の課題等報告書」の提出件数をさす。

（2）活動概要

詳細は資料編 P.17～をご参照ください。

2　平成 23 年度の方向性

（1）個別支援会議の充実

個別支援会議を繰り返すことにより、ゆきづまりやすい問題が見えてきます。これが、本市における「地域の課題等」であり、本市の「弱点」となり得るものです。

したがって、協議会の活性化にあたっては、地域部会における個別支援会議が核となり、その充実が必要不可欠です。

（2）障害福祉分野に限らない地域のﾈｯﾄﾜｰｸ作り

障害のある方の地域生活にあたっては、相談支援事業者が中心となってコーディネートすることが求められます。

地域部会で個別支援会議を開催するにあたっては、事前に関係者（警察関係者や住宅関係者等）に声かけをして調整するなど、会議の実効性の向上に努めることが求められます。

なお、相談支援事業者のみが調整の負担を抱えることがないよう、障害者自立支援課をはじめとした行政機関を含め、協議会全体で協力する体制が必要です。

（3）発信しやすい環境作り

本市の地域自立支援協議会では、「地域の課題」の範囲を定義することはせず、幅広い視点からさまざまな意見が出されるよう促しています。

地域に潜在する問題・課題については、会議の場で、とりあえずは発信してみることが重要であり、その環境作りをさらに促進することが必要です。

なお、地域の課題等に関する考え方については、資料編 P.55 をご参照ください。

Ⅳ　運営事務局会議

1　運営事務局会議の活動概要

＜運営事務局会議の主な役割＞
- 地域の課題等の整理・分析・協議

(1)開催概要

	開催日	◆主な議題　◇連絡事項等
第1回	H22.5.25	◆運営事務局会議のすすめ方 ◆地域の課題について ◇全体会の開催について ◇最近の国の動向について
第2回	H22.7.27	◆介護保険サービスへの移行の問題点 ◆障害児の長期休暇中の社会資源の活用 ◆障害者虐待への対応 ◇障害者制度改革のための基本的な方向について ◇ライフサポートファイルについて ◇8月以降の地域部会の運営について
第3回	H22.9.28	◆障害児の長期休暇中の社会資源の活用 ◆介護保険サービスへの移行の問題点 ◆発達障害者の日中活動の場の確保、精神障害に対応できる障害福祉サービス事業所の不足 ◆民生委員、障害者相談員との連携強化・ネットワーク ◇障害者虐待防止法について
第4回	H22.11.30	◆運営事務局会議中間報告書(案) ◆障害児の長期休暇中の社会資源の活用 ◇障害者自立支援法の一部改正について
第5回	H23.1.25	◆地域の課題等の考え方について ◆障害福祉サービスの提供体制の整備 ◆障害児の長期休暇中の社会資源の活用 ◇民生委員・身体障害者相談員の加入について ◇自立支援協議会に関する厚労省ヒアリングについて ◇第4回千葉市発達障害者支援連絡協議会の開催について ◇障害者自立支援法等の一部改正について

※第2回は、厚生労働省による視察。
※第6回は、東日本大震災の影響により延期。(新潟市の視察は中止)

(2)活動概要

①運営事務局会議の開催

地域部会から提出された「地域の課題等報告書」は、まずは委員間で共有し、実態の把握や問題の本質を追究しながら、論点整理して議論するよう努めました。

かねてより障害福祉に根付いた改善・解決が困難な問題も散見されますが、問題意識の共有は図られています。

②行政機関の視察

第2回運営事務局会議では、厚生労働省障害保健福祉部の視察を受けました。

協議会の趣旨の共通理解を図り、官民協働による実効的な議論、信頼関係の構築等について一定の評価を得ました。

③中間報告書の作成

委員全員で問題意識を共有し、問題の本質の理解を深めるとともに、意識向上を促進するため、地域の課題等を体系的に整理・分類化し、「運営事務局会議中間報告書」を作成しました。(資料編P.57参照)

④全体会への情報提供(中間報告)

全体会の開催が年1回とされたため、全体会委員への実績報告や情報提供が不十分となることが懸念されることから、運営事務局会議等で提供した資料等を送付し、活動報告をしました。(資料編P.58参照)

⑤障害福祉サービス事業者へのアンケート調査

障害福祉サービスに関する地域の課題について、「事業者説明会」でアンケート調査を実施し、併せて協議会の趣旨を事業者あてに周知しました。

しかしながら、大震災の影響により説明会が中止、資料のみ市ホームページ掲載となり、アンケートの回収状況は低調です。(資料編P.59～64参照。11か所より回答)

（3）地域の課題等について

地域の課題は、効率的に協議するため、テーマごとに整理して議論しています。

テーマ	課題
相談支援体制の強化	・3障害すべてに対応できる相談支援体制の促進 ・民生委員や障害者相談員との連携体制の構築
障害福祉サービスの提供体制の整備	・精神障害・発達障害のある者へのサービス提供体制の整備 ・長期休暇中における障害児に係る障害福祉サービス等の確保 ・介護保険サービスへの移行の円滑化 ・各種障害福祉サービスの運用に係る解釈とその共有化 ・GH・CH 等の事業所情報の一元化 ・障害児の宿泊を伴う預かりサービスの不足について
権利擁護の理解の促進	・障害福祉関係機関による権利擁護の理解の促進 ・障害者虐待の防止と虐待発生時の対応ガイドラインの策定
地域社会への普及啓発	・民生委員への障害福祉の理解の促進 ・教育や警察、司法関係機関との関わりの場の提供
その他	・申請書類の煩雑さについて

※　主な発言等は、運営事務局会議の議事要旨等をご参照ください。（市ホームページに掲載）

2　平成 23 年度の方向性

（1）障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者へのｱﾝｹｰﾄ調査

年度末の「事業者説明会」の中止に伴い、資料のみホームページに掲載していますが、回収率が極めて低調です。

このため、年度内に開催予定の事業者説明会において、改めて周知を図るとともに、再度アンケート調査を実施します。

（2）テーマごとの課題等の掘り下げ

地域部会から報告された地域の課題等については、課題の件数の増加、課題の性質、時間的な制約やマンパワー不足の問題などから、運営事務局会議のみで議論を深めることが困難な状況にあります。

このため、テーマごとに協議する場を設けるとともに、必要に応じて協議会委員以外の関係者も加えて課題を掘り下げます。

なお、併せて協議会委員以外の関係者とのネットワークの構築にも努めます。

（3）地域理解の促進への取り組み

障害のある方の地域生活の支援にあたっては、地域住民の障害の特性等に関する理解が不可欠となります。

このことから、さまざまな障害に関する特徴や必要な配慮等を分かりやすくまとめたガイドブック等を作成する予定です。（まずは電子データによる作成を予定）

なお、ガイドブック作成にあたっては、障害者関係団体にも意見を求めることにより、併せて地域自立支援協議会の取り組みを広く周知します。

（4）地域部会との有機的な連携体制の構築

新設した運営事務局会議が機能し、併せて地域部会委員の意識向上と活性化が図られるなど、一定の効果が表れました。

平成 23 年度は、地域部会と運営事務局会議がさらに有機的な連携体制を構築し、官民の信頼関係の向上をすすめ、部会相互の相乗的な活性化を図ります。

Ⅴ　その他の活動

1「障害福祉の現状について」の作成

地域部会には、新たに民生委員が加入しましたが、民生委員の多くは、一般的には、高齢者福祉や児童福祉との関わりが強いものと考えられます。

このため、スムーズな協議会への参加を促進するため、「障害福祉の現状について」を作成しました。(資料編 P.65 参照)

2　身体障害者相談員との連携

身体障害者手帳所持者では、肢体不自由者が全体の 50%を超えていますが、障害ごとに抱える悩みや日常生活における困難さ、必要な配慮は異なるため、肢体不自由の相談員が地域部会に加入することが望ましいとは言いきれません。

このため、身障連合会に地域部会への同席を依頼し、再検討しました。

その結果、恒常的な委員としての加入は見送ることとし、地域部会での個別支援会議の議題に応じ、参加を依頼することとなりました。(資料編 P.66 参照)

3　地域自立支援協議会活性化に関する実践報告

平成 22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業の一環として、NPO 法人北海道 CM ネットにより、協議会活性化に関する事例収集とガイドラインが作成されました。

本市は、千葉県と厚労省の推薦を受け、札幌で開催された全国セミナーで活動報告をするとともに、事例集へ掲載されることとなりました。(資料編 P.67～70 参照)

4　ホームページ作成

地域自立支援協議会は、協議会を構成するメンバーのみが有益な情報を得られるようなことがあってはなりません。

したがって、まずは障害福祉関係者に広くその情報を発信するとともに、併せて、広く一般市民への普及啓発のため、千葉市地域自立支援協議会のホームページを作成し、開催状況や配付資料、報告書等を公開することとしました。

「千葉市地域自立支援協議会
平成 22 年度活動報告 平成 23 年度の方向性」＜概要版＞
（平成 23 年 6 月 3 日作成）

＜担当＞
千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課
〒260-8722　千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
電話：043-245-5175　FAX：043-245-5549